

審議会等の会議録

審議会等名	令和4年度第1回海老名市固定資産評価審査委員会 (書面会議)
開催日時 (意見提出期間)	令和4年5月12日(木)
場 所	
出席者 (意見提出者)	固定資産評価審査委員会 3名 海老名委員長、猪熊委員、清田委員 事務局 5名 市民税課長 篠原 裕一 市民税課主幹兼諸税係長 伏見 貴之 財務部参事兼資産税課長 林 啓之 資産税課課長補佐兼土地係長 花岡 宏吉 資産税課家屋償却資産係長 鴨志田 啓介
傍聴人数	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議 題	(1) 委員長の選任について (2) 令和4年度固定資産評価審査の申出期限について (その他) 職務代理者の選任について
資 料	(1) 令和4年度固定資産評価審査申出期限の決定について (2) 令和4年度審査申出期間設定表 (3) 令和4年度税制改正の概要【固定資産税】

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 委員長の選任について
海老名市固定資産評価審査委員会条例第2条2の規定による委員による委員長の選挙 新委員長 海老名 司郎 委員 任 期 令和4年6月1日から令和5年5月31日
2 令和4年度固定資産評価審査委員の申出期限について
令和4年8月17日（水）とする。 全員賛成により可決
その他 職務代理者の選任について
新委員長（海老名 司郎 委員）の指定する職務代理者 職務代理者 猪熊 政喜 委員 任 期 令和4年6月1日から令和5年5月31日
報告事項：令和4年度税制改正（固定資産税部分）
資料（3）を各委員に配布 質問・意見等なし

令和4年度固定資産評価審査申出期限の決定について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、地方税法第432条第1項に次のとおり規定されています。

1 審査申出のできる事項

固定資産課税台帳に登録された価格

2 審査申出期間

地方税法第432条第1項の規定から

「固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日」から「納税通知書の交付を受けた日後3カ月」までの期間

3 審査申出先

海老名市固定資産評価審査委員会

4 令和4年度課税に係る審査申出期間の最終日

令和4年度の海老名市固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間の最終日は、次により**令和4年8月17日（水）**となります。

固定資産課税台帳に登録した旨の公示日 3月31日（木）



納税通知書発送日（共有者通知を含む）
4月28日（木）に綾瀬郵便局に持ち込み
（発送は5月2日（月）から）



納税通知書最終到達日 5月17日（火）



納税通知書到達日の翌日から3カ月目まで
5月18日（水）～8月17日（水）
8月17日の水曜日を申出期間最終日とします。

5 令和4年度税制改正による審査申出期間の特例（資料3参照）

令和3年度（評価替え年度）に限り、価格が上昇した土地であつても税額を据置く特別な措置が講じられたことに伴い、特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申出をすることができることとされた。

【参考資料】

地方税法

（固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九条第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日（第四百二十条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日）までの間において、又は第四百十七条第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

海老名市固定資産評価審査委員会条例

昭和37年5月27日 条例第17号

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置く。

2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

3 委員長は、この条例及び海老名市固定資産評価審査委員会規程（昭和52年固評委告示第1号）の定めるところによつてその職務を行う。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。

5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

令和4年度審査申出期間設定表

資料2

【5月】			【6月】			【7月】			【8月】		
1日	日		1日	水		1日	金		1日	月	
2日	月	納税通知書発送日	2日	木		2日	土		2日	火	
3日	火		3日	金		3日	日		3日	水	
4日	水		4日	土		4日	月		4日	木	
5日	木		5日	日		5日	火		5日	金	
6日	金		6日	月		6日	水		6日	土	
7日	土		7日	火		7日	木		7日	日	
8日	日		8日	水		8日	金		8日	月	
9日	月		9日	木		9日	土		9日	火	
10日	火		10日	金		10日	日		10日	水	
11日	水		11日	土		11日	月		11日	木	
12日	木		12日	日		12日	火		12日	金	
13日	金		13日	月		13日	水		13日	土	
14日	土		14日	火		14日	木		14日	日	
15日	日		15日	水		15日	金		15日	月	
16日	月		16日	木		16日	土		16日	火	
17日	火	納税通知書到達日	17日	金	1ヵ月後	17日	日	2ヵ月後	17日	水	3ヵ月後 申出期限
18日	水	1日目 到達日翌日	18日	土		18日	月		18日	木	
19日	木		19日	日		19日	火		19日	金	
20日	金		20日	月		20日	水		20日	土	
21日	土		21日	火		21日	木		21日	日	
22日	日		22日	水		22日	金		22日	月	
23日	月		23日	木		23日	土		23日	火	
24日	火		24日	金		24日	日		24日	水	
25日	水		25日	土		25日	月		25日	木	
26日	木		26日	日		26日	火		26日	金	
27日	金		27日	月		27日	水		27日	土	
28日	土		28日	火		28日	木		28日	日	
29日	日		29日	水		29日	金		29日	月	
30日	月		30日	木		30日	土		30日	火	
31日	火					31日	日				

令和4年度税制改正の概要【固定資産税・都市計画税】

【概要】

令和4年12月24日閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」に基づき、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。

【令和4年度地方税制改正の主な内容】

(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置（*都市計画税も同様）

令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とする。

(2) 令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申出をすることができることとする。

審査申出の期限:令和3年8月17日までのところを令和4年8月17日まで延長
(特別な措置により税額が据え置かれた土地の価格に対する審査申出に限る)

(3) 固定資産税の特例措置

○新築住宅に係る税額の減額措置の適用対象の見直し及び適用期限2年延長

対象見直し：土砂災害特別警戒区域等の区域内で一定の住宅建設を行う者に対し都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すための市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅を対象から除外

○新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の適用期限2年延長

○耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置の適用期限2年延長

○バリアフリー改修を行った住宅に係る税額の減額措置の適用期限 2 年延長

○省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置の適用要件変更及び適用期限 2 年延長

要件変更：平成20年1月1日に存していた住宅⇒平成26年4月1日に存していた住宅
工事費：50万円超⇒60万円超

(4) 「わがまち特例」について

○水質汚濁防止法に係る汚水又は廃液の処理施設の適用対象の見直し及び適用期限 2 年延長

対象見直し：暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定

○下水道除害施設の適用対象、参酌基準の見直し（3/4⇒4/5に軽減）及び適用期限 2 年延長

対象見直し：新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定

○太陽光・バイオマスによる再生可能エネルギー発電設備の適用期限 2 年延長

○特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置（3/4に軽減）を創設